

令和3年度 所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定条件】

- ①所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎（令和3年4月介護報酬改定より）
- ④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

		R3年										R4年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
尿路 感染症	件数	3	2	4	1	4	7	4	1	7	7	3	1	44	
	日数	10	10	21	3	24	40	20	6	46	57	17	7	261	
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	
	日数	0	0	0	0	0	7	5	0	0	0	0	0	12	